

災害時における清掃及び消毒等環境衛生  
に係る応急対策業務に関する協定書

平成22年3月31日

山 形 県

山形県ビルメンテナンス協同組合

## 災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、山形県ビルメンテナンス協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における清掃及び消毒等環境衛生に関する応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき災害発生時に県内被災市町村が設置する避難所等の応急対策業務について、甲が乙に対して要請するときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し様式第1号により要請することができる。

（1）市町村から要請があった場合

（2）前号に定める場合のほか、災害が発生する恐れがあり、甲が乙に対して要請を必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、口頭により要請することができる。この場合において、甲はその後速やかに様式第1号を提出するものとする。

3 乙は、甲から応急対策業務の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

### （報告）

第3条 乙は、応急対策業務を完了した場合は、甲に対して様式第2号により報告するものとする。

### （費用負担）

第4条 応急対策業務の費用については、甲又は甲が指定する市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により甲又は甲が指定する市町村が負担する費用の金額は、災害時直前の通常の単価により算出した額を基本として、甲乙協議して定めるものとする。

### （第三者等に対する損害）

第5条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、乙が負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、双方いずれからも解約の意思表示がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条 乙又は乙の組合員が、第2条第1項に規定する要請によらず、甲又は甲に要請のあった市町村と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年3月31日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄子

乙 山形県山形市七日町三丁目1番9号

山形県ビルメンテナンス協同組合  
代表理事 黒田美喜男

様式第 1 号

平成 年 月 日

山形県ビルメンテナンス協同組合代表理事 殿

山形県知事

災害応急対策業務要請書

災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定書第 2 条の規定により、下記のとおり応急対策業務の実施を要請します。

記

1 業務場所

2 業務内容

3 連絡先

様式第2号

平成 年 月 日

山形県知事 殿

山形県ビルメンテナンス協同組合代表理事

災害応急対策業務完了報告書

応急対策業務が完了したので、災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策務に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務期間
- 2 業務場所
- 3 業務従事者
- 4 業務内容
- 5 その他（添付書類、業務状況写真等）